

別紙 1

輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業実施基準

第 1 採択基準等

1 木材加工施設整備支援

(1) 事業内容の採択基準

次のア、イのいずれかを満たすものとし、かつウ、エ、オを満たすものとする。

ア 県産木材を活用し、梁桁材等の新たな品目を加工する施設を整備すること。

イ 県産木材を活用し、品質を確保するための木材加工施設（木材乾燥施設等）を整備すること。

ウ 輸入木材から県産木材への転換に資する整備であること。

エ 事業実施主体は、2のグループもしくは既存のグループの構成員であること。

あるいは前述の川中、川下のグループのいずれかの構成員と、施設整備により増産する木材製品の 30%以上の数量について安定取引に関する協定（参考様式 1）を締結すること。なお、事業開始時にこれらの条件が揃わない場合は、事業完了日までに条件を満たせばよい。

オ 1 事業費は、おおむね 250 万円以上とする。

(2) 事業実施主体の採択基準

ア 事業実施主体は、事業実施にあたり補助金交付決定時に付された条件や要領等の規定を順守するものとする。

イ 事業実施主体は、事業で購入した施設については管理責任者を定めるものとする。

2 サプライチェーン構築支援

(1) 事業内容の採択基準

次のア、イのいずれかを満たすものとし、かつ、ウ、エを満たすものとする。

ア グループを構成する工務店等の川下側が安定的に県産木材を確保できるための新たなサプライチェーンを構築する計画であること。

例：木材の需給情報・価格等に関する情報提供の仕組みや、グループの構成員それぞれが利益を分けあえる仕組み、木材の不足時のリスク対応の仕組み等

イ 構成員を増やす、既存のシステム等を改良する計画であること。

ウ サプライチェーン構築に向けた体制の整備やシステム等の構築について、グループが共同して事業を実施し、事業実施期間内に実現できる見込みがあること。

なお、サプライチェーン構築に向けた体制整備を取組む場合は、木材製品の安定取引に関する事項を明記した協定（参考様式 2）をグループの構成員間で締結し、事業実績書に写しを添付するものとする。

また、システム等の構築については、その取り組みが実現可能であること、その取組の検証方法の妥当性高いことについて、事業実施計画書に明記するもの

とする。

エ 事業完了年度から3年後の県産木材の供給・利用計画を定めること。

(2) 事業実施主体（グループ）の採択基準

グループに係る要件は以下のとおりとする。

区分	内容
構成	1. 川上、川中、川下をそれぞれ1者以上含むこと。 2. 木材の需給情報・価格等に関する情報提供の仕組みや、木材の不足時の融通などのリスク対応の仕組み等を検討・構築し、県産木材を安定供給・安定調達できる体制整備を目的とすること。 3. 2を検討できる体制が整っていること。
構成員	1. 川上 素材生産者、原木市場、森林所有者等 2. 川中 製材工場、プレカット工場、製品市場、建材流通事業者 3. 川下 住宅建設業者（工務店等）、木製品販売業者、建築士事務所等 ※川上、川中については県内に所在する事業者を1者以上含むこと。
代表者	グループの代表者として、次の業務を担当するものを1つ定めること。 1. 補助事業に係る業務（文書作成、申請、受領、その他）を統括して行うこと。 2. 補助事業に係る補助金の受領を代表して行い、正しく運用を行うこと。 3. 県が行うグループ又は構成員を対象とした調査等に対し、回答及び必要な調整を行うこと。 4. グループの運営に必要な業務を行うこと。

(3) 細則

グループは次のア～オまでの全ての要件を満たす必要がある。なお、グループとしての法人格は必須ではなく、任意団体でも構わないが、その場合には、グループの代表となる者が法人格を持ち、補助金の受入れや管理を適切に行えることが必要である。

ア 事業実施にあたり補助金交付決定時に付された条件や要領等の規定を順守して事業を実施すること。

イ 事業で購入した備品・資機材、ソフトウェアライセンスのうち、一件の取得価格が5万円以上のものについては管理責任者を定めること。

ウ 事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適格な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していることとし、グルー

プの代表者は、全ての構成員と、輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業に係る共同事業実施に関する合意書（様式第9号）を作成し、交付申請にあたり知事に提出するものとする。

エ 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

オ 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

第2 補助金の交付決定にあたり付すべき条件

知事は、補助金の交付決定にあたり、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 事業の遂行に当たっては、「補助金等の交付手続き等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号）及び「林業関係補助金交付要綱」（平成2年12月25日施行。以下「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（要綱第5条に規定する変更を除く。）をしようとする場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業実施主体は、1件の取得価格が50万円以上の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数に相当する期間、適切に管理させること。
- (5) 事業実施主体は、上記（4）の財産について耐用年数を超えない期間内に処分しようとするときは、あらかじめその旨知事に報告してその指示を受けること。
知事は当該財産に係る補助金相当額を返還させることができる。
- (6) 事業実施主体は、補助事業に係る収入および支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等について証拠書類を整備し、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (7) 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。